



埼玉県報

第 82 号
令和 2 年(2020 年)
2 月 21 日
金曜日

目次

告示

- 電子複写機用紙に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 越谷都市計画道路の変更（都市計画課）
- 深谷都市計画事業岡中央土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 県立学校総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（県立学校人事課）
- 一般国道 254 号の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（文化資源課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定（文化資源課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
電子複写機用紙 11,910箱(A4判 11,100箱 B4判 110箱 A3判 700箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県会計管理課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
溝口洋紙株式会社
埼玉県さいたま市見沼区卸町1丁目33番地
- 5 落札金額
19,439,090円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年11月1日

告 示

埼玉県告示第百二十二号

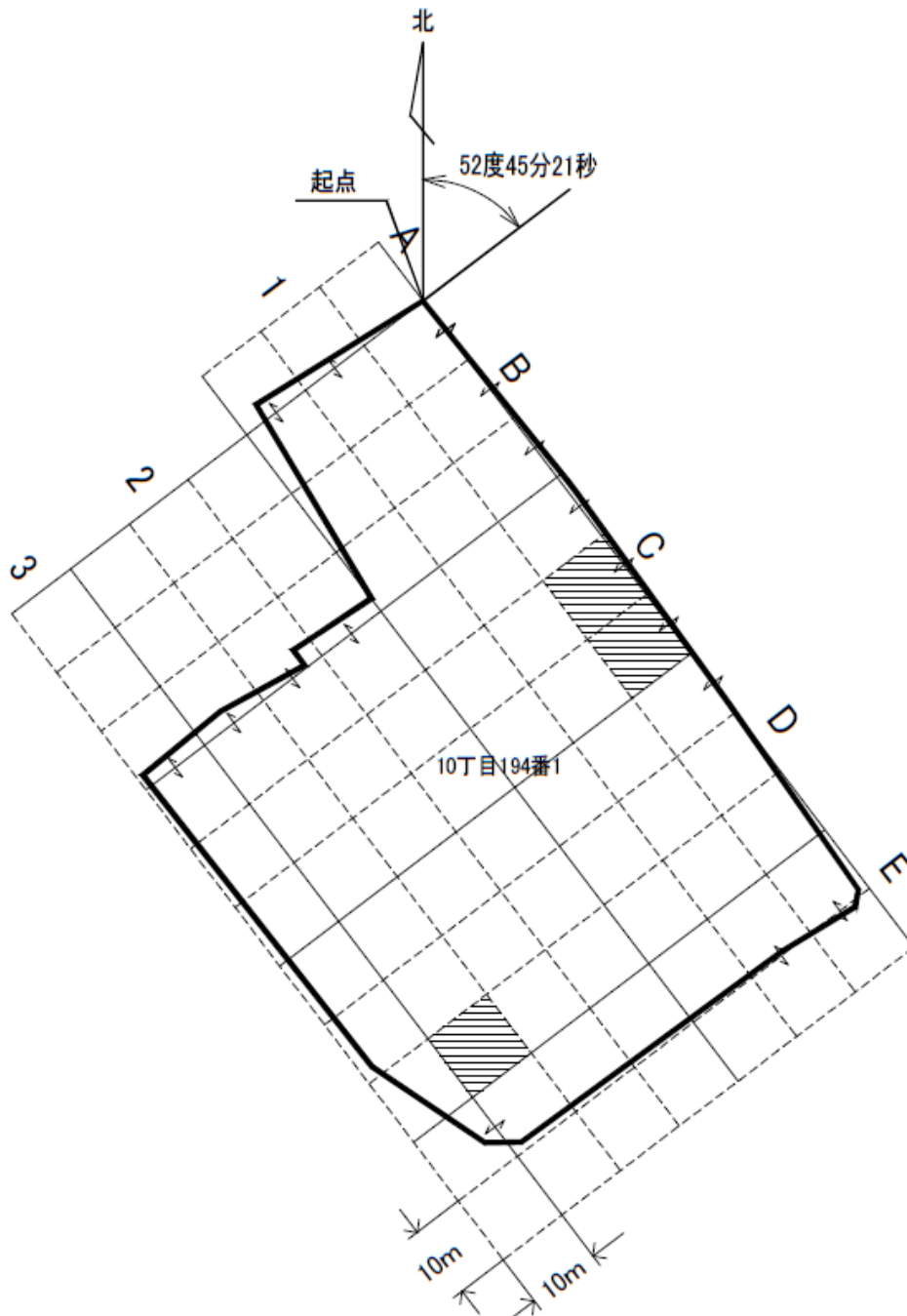
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県北本市中丸十丁目百九十四番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



凡 例	
---	単位区画
←	区画統合
—	敷地境界
▨	形質変更時要届出区域に指定する区画

【起点】
 起点は、北本市中丸10丁目194番1の最北端とする。

【格子の回転角度(52度45分21秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

（変更後）ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外十四者未定

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和元年十二月四日

ニ 届出年月日

令和二年二月七日

二 縦覧期間

令和二年二月二十一日から令和二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年二月二十一日から令和二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再現測量（四級基準点測量）

三 作業地域

川越市旭町地内

四 作業期間

令和二年二月二十八日から令和二年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第百二十五号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（街区多角点復旧測量）

三 作業地域

鴻巣市箕田地内

四 作業期間

令和二年二月十三日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により深谷市から深谷都市計画事業岡中央土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
県立学校総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年12月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号
- 5 契約金額
181,595,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字根岸字街道向一五四八番一 地先から同市大字岡字広沢原一六六二 番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年二月二十二日 午後二時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一十三年十二月二十八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三七・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	中山神社旧本殿 一棟	埼玉県さいたま市見沼区大字中川百四十三番地	宗教法入 中山神社
古文書	浄蓮寺過去帳 三冊	埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂三百六十二番地	宗教法入 浄蓮寺

告示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

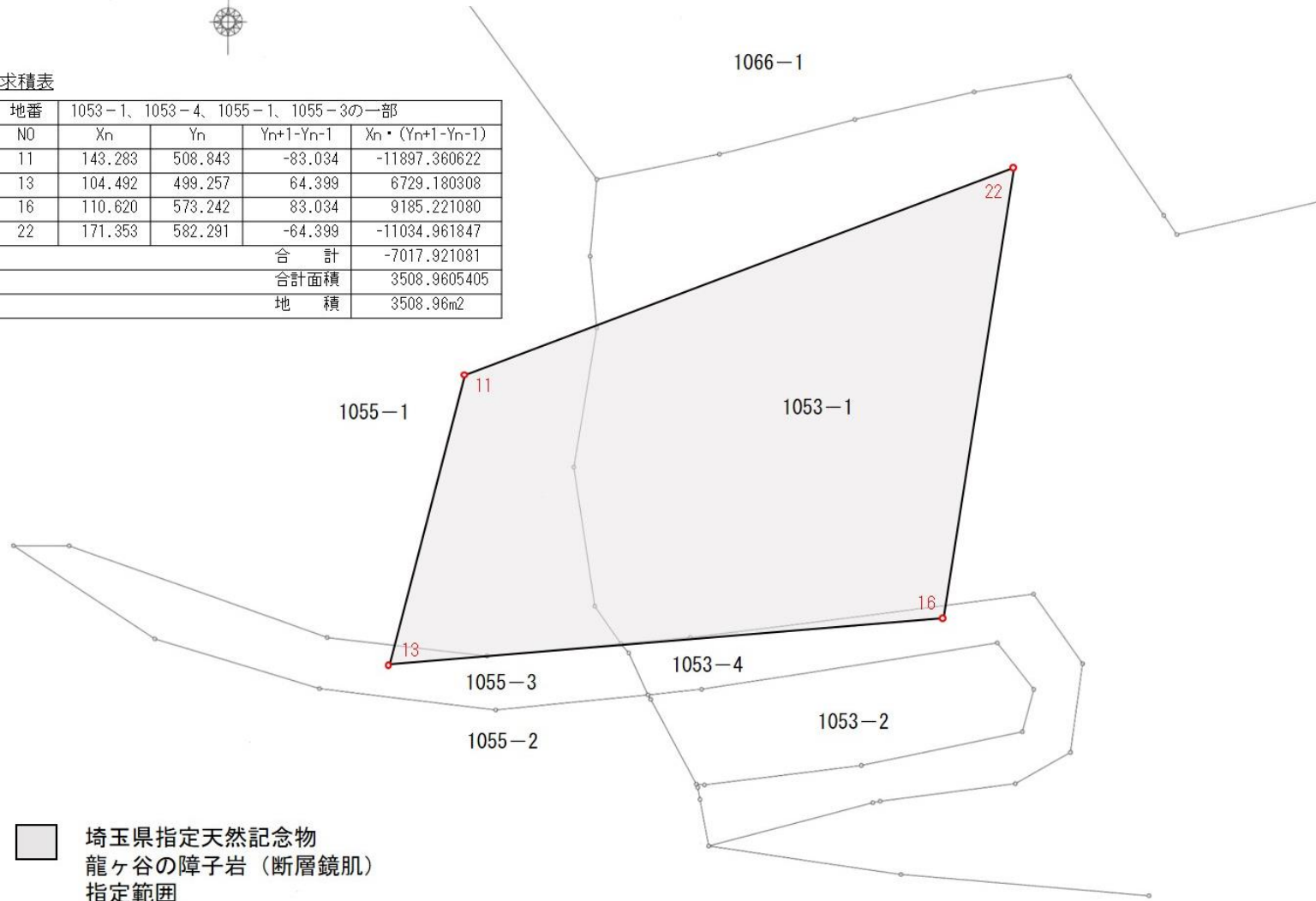
埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称	所在地	所有者
天然記念物	龍ヶ谷の障子岩（断層鏡肌）	埼玉県入間郡越生町大字龍ヶ谷字障子岩千五十三番地一の一部、千五十三番地四の一部、千五十五番地一の一部、千五十五番地三の一部（別図のとおり）	吉田尚男、八木原啓介



求積表

地番	1053-1、1053-4、1055-1、1055-3の一部			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
11	143.283	508.843	-83.034	-11897.360622
13	104.492	499.257	64.399	6729.180308
16	110.620	573.242	83.034	9185.221080
22	171.353	582.291	-64.399	-11034.961847
合 計				-7017.921081
合計面積				3508.9605405
地 積				3508.96m ²



告 示

埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 グロリア会 前田病院	埼玉県狭山市広瀬東 三丁目十四番地三号